

米の生産調整見直しに伴う米の需給及び価格の 安定対策を求める意見書

国は、主食用米の生産調整について、現在の行政による生産数量目標の配分を平成30年産から廃止し、生産者が自らの経営判断・販売戦略に基づいて需要に応じた生産ができるようにしている。

本県では、これまで県、市町村、農業団体等が連携して生産調整の取組みを推進し、生産数量目標を達成してきた。全国においても、平成16年からの生産数量目標の配分以来、平成27年産から過剰作付が初めて解消された。こうした取組みにより、主食用米の需給が引き締まり、相対取引価格も回復基調に転じたところであり、この方向性は堅持しなければならない。

しかしながら、本県の稲作農家においては、平成30年産以降の全国的な需給調整の全貌が見えないことや、生産数量目標達成のためのインセンティブ措置として役割を果たしてきた米の直接支払交付金の廃止等に伴い、需給緩和による米価下落を危惧するなど、将来の安定的な稲作経営について不安を抱いている状況にある。

よって、国においては、稲作農家の不安を払拭し、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律において定める米穀の需給及び価格の安定を図るとする責務を遂行するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 都道府県及び市町村にある農業再生協議会等において、需要に応じた米生産を推進していくため、必要かつきめ細かな情報の提供を行うとともに、国全体の需給バランスを確保するため、実効性のある全国的な推進体制を構築すること。
- 2 産地における需要に応じた米生産の取組みの実効性を確保するため、各種施策の充実を図ること。
- 3 米の需給バランスの改善のため、主食用米の消費拡大を推進するとともに、輸出促進対策を強化・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月21日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
農林水産大臣	山本有二	殿

山形県議会議長 野川政文